

平成 16 年 3 月 11 日決定

平成 17 年 8 月 26 日改定

総務省独立行政法人評価委員会

### 独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」

#### の決定についての申し合わせ

独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」は、以下の考え方に基づき決定することとする。

1. 役員退職金の「業績勘案率」は、当該役員が在職期間中の独立行政法人の業績についての評価（以下の式により算出される当該役員が在職期間中の当委員会の評価の平均値。以下「基準業績勘案率」という。）を基準とする。

$$\begin{aligned} \text{「基準業績勘案率」} = & \Sigma [ \{ & \underline{1.75} \times (n \text{ 年度の AA 評価の項目数}) + \\ \text{※1} & \underline{1.25} \times (n \text{ 年度の A 評価の項目数}) + \\ & \underline{1.00} \times (n \text{ 年度の B 評価の項目数}) + \\ & \underline{0.75} \times (n \text{ 年度の C 評価の項目数}) + \\ & \underline{0.25} \times (n \text{ 年度の D 評価の項目数}) \} / (n \text{ 年度の評価項目数}) ] \text{ ※2} \\ & \text{(評価の年度数)} \end{aligned}$$

※1 「基準業績勘案率」は小数点以下第 2 位まで求める（小数点以下第 3 位を四捨五入）ものとする。

※2 [ ]内の数値は小数点以下第 3 位まで求める（小数点以下第 4 位を四捨五入）ものとする。

なお、n=平成 13 年度は、「AA」を「A」と、「A」を「B」と、「B」を「C」と、「C」を「D」と、「D」を「E」と読み替えるものとする。

2. 各分科会は、上記 1 により算出される「基準業績勘案率」に、当該役員の法人業績への貢献度その他当該数値に現れていない事項を総合的に考慮して、0.0

～2.0 の間で当該役員の業績勘案率(小数点以下第 1 位まで)を決定する。

注) 業績勘案率が 1.0 を超える場合は、政策評価・独立行政法人評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、厳格に検討を行うこととしている。

3. なお、在職期間が 1 年に満たない場合は、業績勘案率は 1.0 を基準とする。